

独立行政法人水資源機構法案

法制局第二部長説明資料

平成14年9月24日
厚生省 農林省 労働省 産業省
農林省 国土交通省 省

事業からの撤退、廃止に伴う負担について

1. 趣旨

機構が行う事業から、利水者の撤退による事業規模の縮小又は廃止する場合の手続き、費用負担についての規定を定めるものである。

2. 当該規定が必要な理由

○ 旧水公団法は、利水者の撤退による事業縮小、廃止を想定していない。

旧水公団法は、昭和三十六年、わが国の経済成長期における水需給の逼迫した水資源開発水系において緊急に用水対策を実施するために、水資源開発促進法と併せて制定された法律である。したがって、事業途中で利水者が撤退し、計画規模を縮小することは基本的に想定しておらず、事業から撤退する者の負担方法、また、事業廃止の場合の負担方法についての規定が措置されていない。

○ 事業から撤退、廃止した場合のルール整備が必要

- ・ 現下の水需要の伸び悩みの状況を踏まえ、利水者の中には事業から撤退したいという声もあるが、旧水公団法では撤退に関する手続き、負担方法等の制度が整備されておらず、実務レベルで対応に支障、混乱が生じている。
- ・ 利水者全てが事業から撤退すれば、事業は廃止せざるを得ないのであるが、事業廃止の手続き、費用負担等の制度についても未整備である。
- ・ こうした旧水公団法における制度上の不備を補うため、
 - ① 事業から撤退又は廃止する場合の手続き（事業実施計画の変更手続きを踏襲）
 - ② 事業から撤退又は廃止する場合の費用負担に関する規定を設ける必要がある。

3. 事業からの撤退又は廃止に係る手続き（法13条）

（1）一部の事業者が撤退する場合

○ 事業実施計画の変更手続きの中に、撤退者からの意見聴取、費用負担同意を追加

- ・ 旧水公団法では、事業実施計画の作成、変更手続きにおいて、水道又は工業用水道の用に供しようとする者及び土地改良区から、当該事業実施計画についての意見聴取、及び費用負担の同意をとる手続きが規定されているが（旧水公団法第20条第2項）、撤退する者については規定がない。
- ・ したがって、機構法においては、水道又は工業用水道の用に供しようとする者が事業から撤退する場合、事業実施計画の変更手続きの中で、これらの撤退する者に

についても、計画変更についての意見聴取、及び撤退する者の費用負担の同意をとることとし（法第13条第3項）、当該事業に要した費用の一部を負担させることとした（法25条第1項）。

（2）事業を廃止する場合

- ・ 旧水公団法では事業の廃止に関する規定は全くなかったが、機構法においては、機構が事業を廃止しようとする場合の手続きとして、事業実施計画の策定、変更と同様、事業関係者との協議規定を設けることとした。具体的には、関係都道府県知事に協議するとともに、主務大臣の認可により、事業実施計画を廃止することとした（法13条第6項）。主務大臣は、事業廃止の認可をするときは、あらかじめ関係行政機関の長に協議することとした。
- ・ さらに、当該事業実施計画策定時に意見聴取を行った利水者（廃止前に事業から撤退した者を除く。つまり廃止まで事業に参加していた利水者）から意見聴取を行い、当該事業の費用負担をする利水者に、事業廃止までに要した費用負担についての同意を得ることとしている（法13条第7項）。

3. 事業から撤退又は廃止する場合の費用負担

建設に要する費用のアロケーションの方法は政令で定めていることから、事業からの撤退及び事業の廃止の場合の費用負担の方法についても政令で規定することとする。基本的考え方は以下のとおり。

（1）事業は継続するが当該事業から撤退する者が生じた場合の負担

○ 不要既支出分は撤退者が負担

- ・ 用地買収が概成している段階など、事業が一定以上進捗している段階において、利水者が撤退した場合、事業規模の変更を余儀なくされ、当初から撤退利水者がいなかったとすれば不要となったであろう支出が生じる場合がある。この不要既支出分は、引き続き事業を継続する事業者にとっては利用できないものであり、原因者負担的な考え方にに基づき撤退利水者に負担させることは当事者間の衡平の観点から妥当である。

○ 残存事業者の負担が妥当投資額を超える場合は、その超える分も撤退者が負担

- ・ 撤退により事業規模の縮小されることになったとしても、共同事業費に対する残存事業者のアロケーションは増大することになり、結果として残存事業者の費用負担は増大することになる。このうち、当初から撤退者が存せず残存事業者のみで事業を行った場合でも負担することのできた、いわゆる妥当投資額（事業を行うに当たっての事業者の投資可能な限度額）の範囲内であれば、残存事業者にとっては用水を供給するという政策目的を達成するために必要な経費であることから、残存事

業者が負担することも妥当と考えられる。しかし、撤退により残存利水者の負担が妥当投資額を超えることとなる場合は、仮に当初から撤退者が参画しておらず残存事業者だけで行う事業が妥当投資額を超えるならば、そもそも残存事業者も当該事業には参画していなかったと考えられるので、この妥当投資額を超える額については、撤退利水者に費用負担を求めることが妥当である。

(2) 事業廃止の場合

○ 廃止までに要した費用を計画に基づくアロケーションで分担

・ 機構が行う事業のうち、水資源開発施設を利用して流水を水道又は工業用水道の用に供しようとする事業を廃止する場合、廃止までに事業に要した費用（廃止に伴い追加的に必要となる費用（機械、器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する費用等）を含む。）を、

1) 特定施設の場合、治水に係る費用を負担する国、都道府県（法21条）

2) 水道、工業用水道の用に供しようとした者（法25条第2項）

の間で、廃止直前時の事業実施計画に基づくアロケーションで分担して負担することとする。

○ かんがいを含む事業の撤退、又は廃止は想定していない。

・ 機構が行う事業のうち、水資源開発施設（かんがい特定施設を除く。）を利用して流水をかんがいの用に供しようとする事業（かんがい排水事業）については、

1) 土地改良法においても国営及び都道府県営土地改良事業においては、改築等の事業途中で受益者たる土地改良区が自ら発意して撤退することは認められていない。

2) 機構が行なう事業は受益地の規模がかなり大きくこれが無くなってしまふということは想定されず、また改築が中心であり事業開始とともに必ず受益が発生することから、土地改良区の撤退はなく、受益面積の減少があつたとしても事業実施計画の変更で対応すること。

3) 改築が中心であり新たに周辺環境に影響を及ぼすことはなく、環境問題から廃止になることも想定されないこと。

等から、事業実施計画の変更はありえても、土地改良区の撤退、又は事業の廃止は想定していない。

したがって、撤退に伴う事業実施計画の変更手続きにおいても土地改良区の撤退は規定せず（法13条3項）、又かんがい排水事業に係る土地改良区（法25条第2項）及び都道府県（法26条）及びかんがい排水事業に補助金を給付する国（法第35条）については、事業廃止に係る費用負担の規定を設けていない。

・ 特定施設のうち国の治水交付金にかんがいに係るものが含まれるもの（かんがい

特定施設)の事業については、上記と同様の理由から、かんがい特定施設を利用して流水をかんがいの用に供する土地改良区等の撤退は想定されないが、実態としても現行の建設中の事業のうち特定かんがいを含む特定施設の事業はなく、撤退及び廃止の場合の費用負担の規定を設けていない(法24条)。

- 受益者負担金(法第27条)は、事業廃止の場合は受益が発生せず、費用負担なし。
 - ・ 受益者負担金の制度(法第27条)は、旧水公団法と同様、特定多目的ダム法第9条の受益者負担金制度にならったものである。
 - ・ 水資源開発施設の建設の結果、一部の特定の者が当該水資源開発施設の建設による一般的な利益をはるかに超えた特別の利益を享受する場合がある。かかる特別の利益は、当該事業が本来意図したものでなく、いわば反射的な利益にすぎないが、その原因たる当該事業が利水者及び納税者の負担において行われることに鑑み、かかる特別の利益の受益者に対しては、その受益の程度に応じて当該事業に要する費用の一部を負担させることが衡平であるとの考えによるものである。
 - ・ 受益者負担金の徴収を受ける者の範囲及びその徴収方法は、「政令で定める」としており、これは旧水公団法と同様、特定多目的ダム法施行令第11条の2から第11条の5までの規定で定める特定多目的ダム法第9条における受益者負担金の例にならうことを予定している。なお、政令で定める特別の利益を受ける者は、具体的には発電事業者である。これは、発電のいわゆる下流増であって、上流でダムを建設することにより下流の発電所の出力が増加する場合、その出力増による受益に応じて建設費の一部を負担させるものである。
 - ・ この受益者負担金は、事業廃止の場合は事業から受益は発生しないので、廃止の場合の規定は設けていない。